

PCBを含む電気機器の調査方法

令和6年（2024年）4月 作成：静岡県廃棄物リサイクル課

- 1 PCBを含む可能性のある電気機器を見つける
- 2 電気機器の製造年・製造者を確認する
- 3 機器内の絶縁油を分析する
- 4 安全に保管し、処分を委託する
- 5 届出を提出する

1 PCBを含む可能性のある電気機器を見つける

PCBを含む電気機器の多くは、キュービクルと呼ばれる金属箱に入った受電設備や分電盤内に設置されています。

電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等に相談しましょう。

自家用電気工作物（高圧受電設備）

受電設備の中の変圧器、遮断器、コンデンサー等が該当する可能性があります。

使用中の電気機器に近づくと感電するおそれがあるため、必ず電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等に依頼し、定期点検などの機会に調査してください。



非自家用電気工作物（低圧コンデンサー）

低圧受電する設備の分電盤内のコンデンサーや溶接機等に内蔵されたコンデンサー等が該当する可能性があります。自らメーカー等に確認するか、電気工事業者等に確認を依頼してください。



また、倉庫などに置かれた使用していない電気機器からPCBが発見されることもあります。お持ちの倉庫に古い機械類が置いたままになっていないか、よくご確認ください。

機器が見つかったら2へ

2 電気機器の製造年・製造者を確認する

PCBを含む電気機器のほとんどは約30年前までに製造された古い機器です。
製造年・製造者（メーカー）は、PCBの有無を判断するために重要な情報です。

以下に当てはまる電気機器は、PCBを含む可能性があります。電気機器の製造年・製造者を調べて、当てはまるかを確認しましょう。

変圧器等（絶縁油を交換できる機器）

- ① **平成5年（1993年）以前に製造されたもの（製造者を問わず要確認）**
- ② 絶縁油の交換、継ぎ足しをしたことがあるもの
- ③ 富士電機製で、平成6年（1994年）以前に製造されたもの

コンデンサー

- ① **平成2年（1990年）以前に製造されたもの（製造者を問わず要確認）**
- ② ニチコン製で、平成16年（2004年）3月以前に製造されたもの
- ③ 東芝製で、平成10年（1998年）～平成16年（2004年）に製造された、
型番が「CRTR-」の高圧コンデンサー

※製造年や機器の種類が分からない場合は、機器を製造したメーカーに問い合わせてください。

※昭和47年（1972年）以前に製造された上記の機器には、処分ができなくなる高濃度のPCBが含まれている可能性があります。発見した場合は、型番等を控えたうえで、至急メーカーにお問合せください。

該当する機器があったら3へ

3 機器内の絶縁油を分析する

実際にPCBが含まれているかどうかは、機器の中の絶縁油を分析して初めて分かります。PCBの分析を行っている機関に依頼しましょう。

PCBの分析を行う機関は（一社）日本環境測定分析協会のホームページで検索できます。

（一社）日本環境測定分析協会

https://www.jemca.or.jp/sys/member_list



PCBの濃度が0.5mg/kgを超えていた場合は、その機器はPCB廃棄物（使用中はPCB含有電気工作物）となり、廃棄する際は令和9年（2027年）3月末までに処分する必要があります。

PCBの濃度が0.5mg/kgを超えていたら4へ

4 安全に保管し、処分を委託する

0.5mg/kgを超える濃度のPCBを含む廃棄物は特別管理産業廃棄物です。適切に保管し、処分期限内に無害化処理業者へ処分を委託しましょう。

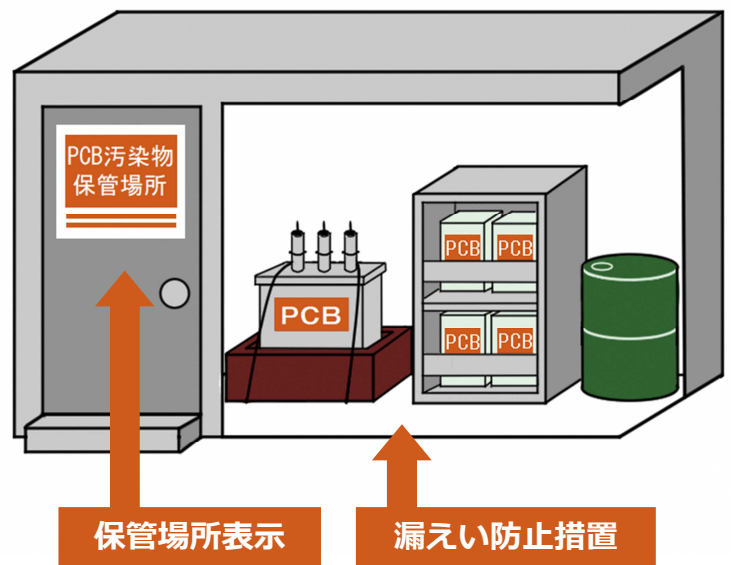
使用中（電気が流れている）場合

令和9年（2027年）3月末までに処分する必要があります。期限に間に合うよう、計画的に機器の使用終了（交換）を検討してください。

使用を終えたら、処分するまで安全に保管しましょう

PCB廃棄物の保管に当たっては、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い、飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止などを講じなければなりません。

- ①周囲に囲いがあること
- ②見やすい箇所に掲示板を設けること
- ③飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止する措置を講じること
- ④他のものが混入しないように仕切りを設けるなどの措置を講ずること
- ⑤容器に入れ密封するなど揮発防止のために必要な措置を講ずること
- ⑥高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ⑦腐食の防止のために必要な措置を講ずること
- ⑧保管事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと



処分期限までに、無害化処理認定施設等に処分を委託しましょう

環境大臣の認定を受けた無害化処理認定業者又は都道府県・政令市の長の許可を得た処理業者に委託して処理してください。無害化処理を行う事業者は以下のサイトで紹介されています。

環境省 低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/processing.html>



また、無害化処理を行う施設への運搬は都道府県又は政令市の許可を得た収集運搬業者に委託して行います。なお、無害化処理認定事業者には収集運搬と処分を同時に行うところもあります。

PCB が含まれる機器は、持っているだけで届出が必要です！ 5へ

5 届出を提出する

PCBが含まれる電気機器を使用、保管しているときは、行政機関に届出を提出する必要があります。忘れずに届け出ましょう。

PCBが含まれている
ことが分かったとき

PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書

➔判明したらすぐに[健康福祉センター](#)へ

使用中の自家用電気工作物にPCBが含まれていた場合は、さらに以下の届出を[産業保安監督部](#)に提出してください。

- ① PCB含有電気工作物設置等届出書（PCBが含まれていると分かったとき）
- ② PCB含有電気工作物廃止届出書（使用をやめ廃止したとき）

使用中・保管中

PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書

前年度の状況を毎年報告してください。

➔毎年度6月末までに[健康福祉センター](#)へ

処分を委託したとき

PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書

➔処分委託後20日以内に[健康福祉センター](#)へ

PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書

➔処分委託した翌年度の6月末までに[健康福祉センター](#)へ

届出の提出先・届出に関するお問い合わせ先

[健康福祉センター](#) 届出の様式は県ホームページにあります。

電気機器がある場所	管轄する健康福祉センター
下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町	賀茂健康福祉センター環境課 ☎0558-24-2053 〒415-0016 下田市中 531-1 下田総合庁舎 4階
沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市・富士市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町・清水町・長泉町・小山町	東部健康福祉センター廃棄物課 ☎055-920-2106 〒410-8520 沼津市高島本町 1-3 東部総合庁舎 2階
島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町	中部健康福祉センター環境課 ☎054-644-9288 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1 藤枝総合庁舎 3階
磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・御前崎市・菊川市・森町	西部健康福祉センター環境課 ☎0538-37-2248 〒438-8622 磐田市見付 3599-4 中遠総合庁舎 3階

[産業保安監督部](#) 届出の様式は経産省ホームページにあります。

自家用電気工作物がある場所	管轄する産業保安監督部
熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡	関東東北産業保安監督部 電力安全課 ☎048-600-0387
上記以外	中部近畿産業保安監督部 電力安全課 ☎052-951-2817

